○三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕費等補助金交付要綱

令和３年４月１日

施行

（目的）

第１条　この要綱は、町会等地域自治組織（以下「団体」という。）が設置する掲示板の修繕、移設若しくは建替え又は撤去（以下「修繕等」という。）に要する経費の一部を補助することにより、団体が地域住民に対し行う広報活動を支援し、地域活動の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象）

第２条　補助金の交付対象となる団体（以下「対象団体」という。）は、一定地域の市民をもって構成する団体で、次に掲げるものとする。

(1)　町会

(2)　自治会

(3)　前２号に準ずると市長が認めるもの

２　補助金の交付対象となる掲示板は、対象団体の区域内に、加入者相互の連絡事項、行政機関の広報その他対象団体の活動に必要な情報を地域住民に周知するための掲示板で、かつ、台風、地震等のやむを得ない事情により修繕等の必要が生じたものに限るものとする。ただし、市の補助を受けて設置し、又はこの要綱に基づく補助を受けて修繕等した掲示板で、当該補助に係る通知があった日の属する年度の末日から起算して10年を経過していない場合は、補助対象としない。

３　前項ただし書の規定は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく政令により指定された激甚災害等のやむを得ない事情により修繕等の必要が生じたものについては、適用しない。

（補助対象経費）

第３条　補助対象経費は、掲示板を修繕等するに当たり直接必要な経費とする。ただし、次に掲げる経費については補助対象としない。

(1)　用地の取得又は借地に係る経費

(2)　掲示板の設置場所の整備に係る経費

(3)　掲示板の維持管理に係る経費

(4)　公租公課

(5)　その他市長が不適当と認める経費

（補助金の額）

第４条　補助金の交付額は、掲示板１基当たり、その修繕等に要する経費の４分の３以内の額（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。）とし、補助金の交付総額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

２　掲示板１基に対する補助金の交付額の限度は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1)　建替え　15万円

(2)　修繕（次号に掲げる場合を除く。）　６万円

(3)　移設又は撤去　３万円（修繕を伴う移設については、９万円）

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする対象団体は、市長が別に定める期間内に三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕費等補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、交付対象となる掲示板の修繕等の着工前に市長に提出するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

(1)　掲示板設置箇所図（移設の場合は、移設前及び移設後の設置箇所図とする。）

(2)　掲示板の現況を明示した写真

(3)　掲示板の設計図

(4)　見積書の写し

(5)　その他市長が必要と認めるもの

２　前項各号の添付書類のほかに、掲示板を修繕等するに当たり、土地の所有者又は管理者から当該修繕等の承諾又は許可を得なければならないものについては、三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕等承諾書（様式第２号）又は許可権限者が発行する修繕等許可書を提出するものとする。

３　交付申請は、各対象団体につき年度１回とし、１申請当たり21万円を限度額とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

４　市長は、補助金の交付の決定額の総額が当該年度の補助金の交付に係る予算額に満たない場合は、別に申請期間を設け、補助金の交付申請を受けることができる。

（補助金の決定の通知等）

第６条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付の決定をしたときは、三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕費等補助金交付決定通知書（様式第３号）により、補助金を交付しないことを決定したときは、三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕費等補助金不交付決定通知書（様式第４号）により、対象団体に通知するものとする。

２　前項の補助金の交付の決定に通常要すべき標準的な期間は、市長が定める期間の終期の翌日から30日とする。

３　市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（変更等の承認）

第７条　補助金の交付決定を受けた対象団体（以下「交付決定団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕費等補助金変更・中止承認申請書（様式第５号）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(1)　交付決定を受けた掲示板の修繕等の内容を著しく変更しようとするとき。

(2)　交付決定を受けた掲示板の修繕等を中止しようとするとき。

２　市長は、前項の申請書の提出があったときはその内容を審査し、適当と認めるときは、三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕費等補助金変更・中止承認通知書（様式第６号）により当該交付決定団体に通知するものとする。

３　市長は、前項による承認を決定するに当たって必要な条件を付することができる。

（完了届）

第８条　交付決定団体は、掲示板の修繕等が完了したときは、三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕等完了届（様式第７号）に次に掲げる書類を添付し、市長に届け出るものとする。

(1)　修繕等完了後の掲示板の写真

(2)　工事請負業者が発行する領収書の写し

（補助金の交付額の確定）

第９条　市長は、前条の完了届の提出があった場合はこれを調査し、その内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、三鷹市町会等地域自治組織掲示板修繕費等補助金交付額確定通知書（様式第８号）により交付決定団体に通知する。

（補助金の請求及び受領）

第10条　前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた交付決定団体（以下「確定団体」という。）は、市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第11条　市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2)　補助金を他の用途に使用したとき。

(3)　補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、法令等に違反したとき。

２　前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第12条　市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金を交付されているときは、確定団体に対し期限を定めてその返還を命じることができる。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日施行）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和５年２月24日施行）

この要綱は、令和５年２月24日から施行する。

附　則（令和６年４月１日施行）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

様式　略